

## ノルウェー王国

国の概要	面積	386,000 km <sup>2</sup>
	人口	545 万 5582 人 (2022 年第 2 四半期：ノルウェー中央統計局)
	首都	オスロ
教育行政組織		
国	教育および研究を管轄する教育研究省 (Kunnskapsdepartementet) のもとで、就学前教育から後期中等教育を管轄する執行機関としての教育訓練局 (Utdanningsdirektoratet) がある。	
地方	広域自治体 (Fylkeskommune)、基礎自治体 (Kommune) がある。広域自治体レベルには、国の代表としての知事および機関 (Statsforvalter) がある。	
教育課程基準	2020 年の新しいナショナル・カリキュラム「クンスカプスロフト 2020 (Kunnskapsløftet 2020)」が実施されている。教育の目的や価値観・原則について述べたコア・カリキュラム (Overordnet del) と、教科・時間数の配分、各教科および後期中等教育の各プログラムのカリキュラムが含まれる。	
教科書制度		
教科書の定義	教育法の規則 (§ 17-1) によると、「教材 (læremiddel) とは、教育での使用のために開発された要素であり、印刷されたもの、印刷されていないもの、デジタルのものを含む。単独、あるいは全体としてクンスカプスロフトのカリキュラムのコンピテンス目標をカバーする」ものである。印刷された「教科書 (lærebok ; 教育法 § 9-4)」は、「教材」に含まれる。	
発行主体	教科書は、通常、出版社が発行するものを指す。	
国定、検定、認定などの制度	検定制度 (godkjenningssystem) が 2000 年に廃止されてから、自由発行制。教育訓練局は、学校・出版社が参考にしてできる教材の質基準を策定している。現在、ノルウェー語、英語、数学の教材質基準がある。	
採択・選定などの制度	学校設置者 (自治体等)、学校管理職、教師のうち、実質的には学校レベル (教師同士、教師と管理職の協働) で選択している場合が多い。デジタル化にともない、学校設置者がまとめてライセンスを購入する場合も増えているとされる。	
使用義務の有無	法的な使用義務があるか未確認であるが、教育関連法規の規定を鑑みると使用義務はなさそうである。	
有償・無償	教育法の規定により、公立の基礎学校および後期中等教育においては教科書・教材は無償である (教育法 § 2-15, § 3-1)	
給与・貸与	法的な規定があるかは未確認であるが、公立学校では通常、教科書・教材は自治体/学校所有であり、生徒が在籍中に無償貸与される。	
教科書の特徴	授業における教科書の位置付けとして、基礎学校では約 7 割、後期中等教育では約半数の教師が、基本的には紙の教科書を使用し、補助としてデジタル教材を用いている (2015 年調査)。	
デジタル教科書の状況	国はデジタル教材の普及を推進しており、デジタル教材開発に対する補助金 (2018 年度～2019 年度)、デジタル教材購入に対する補助金 (2019 年～2022 年) を提供している。教育訓練局が策定中の教材質基準は、デジタル教材も念頭に置いている。	